

お客様各位

平成30年4月1日

桜の便りが次々に聞かれるこの折、皆様方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

今月は下記の2点をまとめました。

1. 今月の事務

2. 平成30年度税制改正成立

1. 今月の事務

4月は従業員やその扶養家族の異動が多く発生する月で人事関係の事務が沢山あります。新入社員や退職者に係る手続きを、社会保険（雇用保険含む）と税金の分野に分けてまとめました。

社会保険について、資格取得や喪失手続きは社員の入社あるいは退職があった場合、健康保険・厚生年金保険は所轄の年金事務所（健保組合）に入退社日から5日以内に、雇用保険は事由発生日の属する月の翌月10日までに手続きを行います。4月初めのハローワーク窓口の混み具合は尋常ではありませんので、余裕を持った対応をして下さい。

次に、税金面ですが、1月に個人住民税の「給与支払報告書」を提出した後に退職したり、転勤を伴う異動などにより、4月1日現在、その市区町村で給与の支払いを受けなくなった社員がいるときは、「給与支払報告に係る給与所得者異動届出書」を作成し、1月に給与支払報告書を提出した市区町村に4月15日までに提出します。今年の提出期限は15日が日曜日のため4月16日です。また、4月2日以降の退職や他の市区町村への異動については、異動があった日の属する月の翌月10日までに「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出します。

そして、新入社員からは、扶養親族の有無にかかわらず、最初の給与計算を始める前に「扶養控除等（異動）申告書」の提出を受けます。この申告書の情報をもとに、住所、氏名、税額表の適用区分といった必要事項を賃金台帳（一人別源泉徴収簿）に移記し、源泉徴収に備えます。扶養親族に異動があった社員がいる場合も同様です。「扶養控除等（異動）申告書」の提出を受けて、扶養親族数の修正等を行ないましょう。

最後に、社会保険料率の改定にご注意下さい。協会けんぽの保険料率が4月納付分（3月分）から変更され、兵庫県の健康保険料率は10.10%（0.04%引上）、介護保険料率は1.57%（0.08%引下）となります。なお、雇用保険料率は昨年度から変更はありません。

2. 平成30年度税制改正成立

平成30年度税制改正関連法案が成立しました。改正内容は既にお伝えしたものと変わりはありませんでしたが、改めてまとめました。

<所得税>

所得税については、個人所得課税の見直しとして所得控除が2020年（平成32年）から変更されます。

サラリーマン向けの給与所得控除は、控除額が一律10万円引き下げられ、更に、給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額を従来の1,000万円から850万円に引き下げた上で、その上限額が195万円に引き下げられます。つまり、年収850万円を超えるサラリーマンには増税となりますが、子育て世帯、介護世帯には負担が増加しないように配慮がなされます。

次に、全ての所得者に適用される基礎控除について、控除額が一律 10 万円引き上げられます。フリーランスや個人事業主には朗報ですが、合計所得金額が 2,500 万円を超えると基礎控除の適用ができないこととなります。

<法人税>

法人税では、大胆な税制、予算、規制改革等の施策を総動員した「新しい経済政策パッケージ」として、大企業向けとしては、アメとムチが示されました。アメとして、法人税実効税率 20%の実現に向けて、所得拡大促進税制を大幅に拡充し、対前年度賃金増加額の 15%の税額控除と、情報連携投資等の促進に係る税制 (IoT 投資税制) を創設し、企業内外のデータを連携・高度利活用することにより、生産性の向上を図る一定の要件を満たす情報連携投資を行った場合、設備等の取得価額について特別償却 (30%) 又は税額控除 (5%あるいは3%) ができる措置が講じられます。

ムチとして、所得が増加しているにもかかわらず、賃上げや設備投資をほとんど行っていない大企業に対して、研究開発税制等の適用を認めません。

中小企業向けとしては、事業承継税制を抜本的に見直し、10 年間の特例措置として、納税猶予の対象となる株式が、従来は発行済議決権株式総数の 3分の2であったものを全てとし、更に、承継後に廃業した場合に、従来は課税されたものが、今後は相続税・贈与税が掛らないこともあります。

<相続税>

相続税における 80%軽減される小規模宅地特例等の適用制限が行われます。

相続開始前 3 年以内に、自分の持ち家に住んだことがない「家なき子」に該当するよう、意図的に持ち家を親族に売るケースがありましたが、改正により、①相続開始前 3 年以内に、その者の 3 親等内の親族又はその者と特別の関係のある法人が所有する家屋に住んだことがないこと、②相続開始時に住んでいる家屋について過去に所有歴がないこと、の 2 つの要件が追加されることで、意図的な「家なき子」が認められなくなりました。

そして、いわゆるタワーマンションを賃貸することによる節税策の封じ込めを狙いとして、平成 30 年 4 月 1 日以降の相続税の課税価格の計算上 50%軽減される貸付事業用宅地の範囲から、相続開始前 3 年以内に貸し付けた宅地等が除外されます。但し、事業所得として認められる戸建であれば 5 棟、集合住宅であれば 10 室を保有する、いわゆる「5 棟 10 室基準」の貸付けを 3 年超行っている場合には、この適用制限から除かれます。

<電子申告>

2020 年 (平成 32 年) から青色申告特別控除が現行の 65 万円から 55 万円に引き下げられますが、電子申告を行えば、従来通りの 65 万円控除が認められます。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

認定経営革新等支援機関 **坂田公認会計士事務所**

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>